

「米国国立公園入園料の二重価格制度について」

Q1. 二重価格を設けることができる法的根拠

複数の法的観点に跨る論点であるため、いくつかのパートにわけて回答したい。

1. 一行政機関による国立公園の入園料決定を可能にしている法的権限について（特に議会の承認を得ずに決定している場合）

議会は内務省長官及び農務省長官に対し、国立公園を含む Federal recreational lands and waters の入園料（recreation fees）を制定し修正する権限を与えている。これは、Federal Lands Recreation Enhancement Act (FLREA) という法において認められている（[16 USC Ch. 87: FEDERAL LANDS RECREATION ENHANCEMENT](#)）。

長官は以下の基準に当てはまる限り、自由に入園料の価格を決定することができる。

- (1) 入園料（recreation fee）は来場者が得られる利益やサービスの水準にふさわしいものでなければならない
- (2) 長官は recreation を楽しむ者とサービス提供者に対して及ぼす全体的な影響について考慮しなければならない
- (3) 長官は他の場所や他の公的機関が課している比較可能な入園料について考慮しなければならない
- (4) 長官は入園料の目的を考慮しなければならない
- (5) 長官は Recreation Resource Advisory Committee から意見を聴取しなければならない
- (6) 長官は長官自身が適当と認めた他の基準を考慮しなければならない

大統領令 14314 号（二重価格についての大統領令）の実施において、トランプ政権がこれらの基準を満たそうとしていた証拠が見受けられる。例えば、入園料増加は、国立公園に対して必要な多額の維持管理費を賄うための追加費用を得ることを目的としている。この目的は訪問者へのサービスの質の向上という点から基準(1)に当てはまり得るほか、サービス提供者に対しての効果が期待されるという点から(2)に、必要な管理費のためという明確な目的を持つこ

とから(4)にも当てはまり得る。さらに、今回の入園料引き上げは、国内と海外の訪問者に異なる国立公園入園料を課している他国の施策に沿ったものであるともされている。この点は基準(3)に合致する。トランプ政権の大統領令についての分析はこちらを参照されたい。

[\(National Park Service: Fee Increases for International Visitors | Congress.gov | Library of Congress\)](#)

上記と同様の料金体系を有する「America the Beautiful Pass」(国立公園等を対象にした年間パス)についてのロジックも同じである。

補足：なぜ議会は1つの行政機関にそのような権限を付与することができるのか

大統領は自身の裁量で動く権限を持っている一方で、議会も、議会制定法の執行を目的として、歴史的に行政機関へ権限を与えてきた。法の執行は行政機関の重要な存在意義である。

最高裁は基本的に、議会がその意思の実行のため連邦官僚組織の編成を行う憲法上の権限を有することを認めている。議会は、憲法第1条に規定される、連邦機関の作成やその運営の調整に係る法定権を行使することを認められている。

議会は、法律を通じて特定の機関の職務と機能を具体的に定めている。この点についての分析はこちらを参照されたい。

[\(Congress's Authority to Influence and Control Executive Branch Agencies | Congress.gov | Library of Congress\)](#)

2. 二重価格を制定する権限の合法性について

現状、市民権に基づく二重価格の合法性は、グレーゾーンにある。本件について禁止する法も許可する法も存在していないためである。

また、この大統領令を支持するロビイストも、二重価格の合法性を確実にし、裁判所に却下されないためには、議会立法が必要であることを認めている ([How Overseas Visitors Can Help Steward Our National Parks | PERC](#))。

立法的というよりも司法的な観点からいうと、判決を通じて最高裁が市民以外に不利な扱いを認めた先例がいくつか存在する。

最も関連すると思われるのは、「その侵害が国益により正当化される場合は、大統領は市民以外の者の適正手続きを受ける権利を侵害することができる」と判じた Vergara v. Hampton 判決である。なお、当時すでに、Hampton v. Mow Sun Wong 判決にて、一行政機関にはそのような権限がないことが示されていた。

補足：Vergara v. Hampton 判決に至るまでの歴史的経緯（同判決の重要性を理解するために）

同判決以前に裁定された Hampton v. Mow Sun Wong 判決は、市民以外の者が公務員になる場合の制限を Civil Service Commission (CSC) が設けたことに対するものである。

制限は違憲であるとの訴えが受理された際、「国際関係、外国人、市民権に関する問題は議会及び大統領が憲法に則って取り扱うことが許容され得るだけであり、行政機関にはそのような問題に係る制限を新設する力はない、つまり、CSC にそのような制限を設ける権限はない」と最高裁は判断した。

しかしその後、Hampton v. Mow Sun Wong 判決で認められなかった内容とまったく同じことを許可する大統領令を、フォード大統領が制定した。訴えが受理された際（Vergara v. Hampton 判決）、最高裁は大統領令を支持したほか、大統領は先例により公共サービスに対し影響を及ぼすことができることを示し、さらに重要なことに、国益により正当化されるのであれば、公務員採用の基準を設けた本件について、市民以外の適正手続きを受ける権利を侵害する権限を大統領が有することを示している。

要するに、行政機関とは異なり、大統領は市民以外の者における利益や制限を設定する権限を有し、これは大統領令による行使するさえ許容されていると考えられる。

[\(VERGARA v. HAMPTON \(1978\) – United States Court of Appeals, Seventh Circuit Free Case Summary – Studicata\)](#)

つまり、内務省は大統領令に基づき二重価格を定めることができるようになってきていると思われる、その大統領令は大統領令の目的が国立公園の管理のため数十億ドルを蓄えるというもので

あることから、法的先例を考慮すると裁判所は同大統領令を支持するものと思われる。もっとも、これは、あくまで予測であり、この大統領令が訴えられない限りは、実際に裁判所が支持するかどうか明言できないということを申し添えたい。

Q2. 二重価格を定めた積算根拠

1. 現在の料金について

従来の1車両1公園あたりの入園料は\$35（主な国立公園が対象）で、年間パス（車両料金を含み、公園数の制限なく利用可能）は\$80。米国市民に対しても同じ価格であった。

今回の大統領令により、市民以外の者（non-residents）については、\$35に加えて車両に乗っている1人1人に対し\$100が課されることとなった。年間パスについては、市民以外の者に対し、\$80から\$250へと増額となったが、同一車両に乗っている全員をカバーするものとなっている。

- For locations that charge **per vehicle**, the Non-Resident Annual Pass covers the entrance or standard amenity (day-use) fees for the pass holder and passengers in one non-commercial vehicle, or up to two motorcycles.
- For locations that charge **per person**, the Non-Resident Annual Pass covers the entrance or standard amenity (day-use) fees for the pass holder plus 3 adults (16 and older), not to exceed 4 adults.

America the Beautiful Pass の購入ページ

2. \$100（公園ごとの入園料）か\$250（年間パス）か

この決定の背景にある経済的理由について分析する前に、いくつか試算を行ってみたい。

市民以外の者が入園に支払う金額は、以下のとおりと思われる。

- 1) 1人で1つの公園のみを訪れる場合：\$35+\$100 (\$135)
- 2) 同伴者1人と1つの公園を訪れる場合：\$35+\$100+\$100 (\$235)
- 3) 1人で2つの公園を訪れる場合：\$35+\$100+\$35+\$100 (\$270)
- 4) 同伴者1人と2つの公園を訪れる場合：\$35+\$100+\$100+\$35+\$100+\$100 (\$470)

つまり、以下の場合は、年間パス(\$250)を購入する方が経済的であると思われる。

- a) 市民以外の者が2つ以上の公園を訪れる場合（上記ケース3含む）、
- b) 市民以外の者が同伴者1人と2つ以上の公園を訪れる場合（上記ケース4含む）
- c) 市民以外の者が同伴者2人以上と1つの公園を訪れる場合

基本的に、多くの市民以外の者はグループで旅行することが多いことから、年間パスは大半の場合で a base ticket（基本料金）となっているととらえられる。

3. 価格設定について

年間パスを利用しない場合の基本料金\$135と年間パス料金\$250という価格設定は、イエローストーン国立公園において市民以外の者に追加料金を課すことについての研究が元にあると思われる ([PERC-Newbold-YNP-price-elasticities-20250606.pdf](#))。

本研究の大筋は、外国人旅行者に追加の\$100を課すことで、国立公園の歳入を388%増やすことができるようになったというものである。この金額が大統領令における\$100と一致していることは明白だ。

その一方、年間パス\$250という価格設定の理由については、そこまで明らかになっていないと思われる。クレア NYC 事務所調査員の推測ではあるが、上記研究では非弾力的需要（価格が変わっても消費者がそれを購入する量があまり変わらない状況）から弾力的需要への転換点が\$233にあることも示されている（\$35を追加して、実質的には\$268）。

さらに言うと、価格の弾力性は、線形状にはなっていない。

もし価格の弾力性が線形になっていれば、市民以外の者にとっての国立公園入園料の価格弾力性は、\$250 でさえも非常に低額であることになり（価格の弾力性は 0.007 というのは、極端に「消費者の価格に対しての反応がにぶい」ということである）、多くの人が、入園料が \$19,000-20,000 程度にならない限り、訪問を見送らないということである。明らかにあり得ない金額である。

一般的に、入園料の引き上げを続けると、どこかで人々が価格に対して見合っていないと感じ始めるはずだということは、想像にかたくない。これは unit elastic point（価格の弾力性が 1）を超えて発生する。

\$200 から \$225 へ、そこからさらに \$250 へ増額した場合で、それぞれの増額時にごくわずかな一定数の人々が訪問しなくなる、という状況を考えてみてほしい。その次に、\$250 から \$275、さらに \$300 へ増額した場合に、それぞれの増額時に突然急激に訪問者しなくなる人々が増えた場合を考えてほしい。ここが非弾力的需要と弾力的需要の転換点であり、理想的には、この 2 つの減少のちょうど間に価格設定したいのである。つまり収益を最大化するためには、人々が価格を気にせず国立公園を訪問し続けるまさにギリギリの価格（この理論によれば、その価格に至るまではいくらでも金額を上げて問題ないのである）、unit elastic point を見極めねばならない。

まとめると、収益最大化のためには、この転換点（人々が訪問しなくなる額への転換点）の手前にあり、しかしその転換点からも遠すぎない程度の価格（unit elastic price）を見つける必要がある。

こういった事情に基づき、先述のとおり「弾力的需要への転換点」が \$268（\$35+年間パス \$233）と研究されていることについて言及している。つまり、内務省が unit elastic point が大体 \$250 であると考えたこと、これが歳入を最大化する価格になっていると考えたことについては、合理性があるように思われる。

4. 年間パスが選択されることを内務省は想定しているのではないか

しかしながら、入園料が\$135 で年間パスが\$250 であるという事態は、混乱を招くようにも思われる。先述のとおり、ほとんどのケースにおいて市民以外の者にとっては年間パスが最も経済的であり、これは（グループで訪問することが多いことから）例え1公園のみの訪問であっても同様である。

こうなると、（経済的観点から）1公園のみの訪問でも多くの人々は年間パスを購入すべきであり、年間パスこそが実質的に「入園料」として機能しだす。それゆえ、実際には2種類のオプション（\$135 vs \$250）があるものの、内務省は基本的に\$250 を入園料として設定しているとも言え、これは unit elastic point に限りなく近い。

なお、（本件に関して）国立公園局および内務省のデータのうち公表されているものは、かなり少ない。このような入園料引き上げは今までになかったためである。そのため、この引き上げは彼らにとってもある程度推理ゲームのようなところがあるのかもしれない。